伊那市環境審議会 会議録要旨

会議名称 伊那市環境審議会

開催日時 令和3年12月21日(火) 10時00分~11時20分

開催場所 伊那市役所 501 会議室 (5階)

出席者委員11名(欠席1名)

事務局 8名

会議進行等 進行:生活環境課長

1 開会(副会長)

- 2 あいさつ
 - (1) 会長
 - (2) 市民生活部長
- 3 協議事項(進行:会長、説明:事務局)
 - (1) 伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例(素案)について
 - (2) その他
- 4 その他
- 5 閉会(副会長)

【要旨】

2 あいさつ

(1) 会長

本日は太陽光発電設備に関する条例についての会議。環境都市伊那市の今後を考えていくうえで大事な一次案であり、非常に重い事案だと考えている。持続性が大事だと言われている中で、太陽光発電も同じである。二酸化炭素を排出ゼロにするということで、様々な再生可能エネルギーがあるが、その一つとして位置づけられているが、太陽光発電設備が景観や生活環境に悪影響を及ぼしているという事案がないわけでもない。今後伊那市がどうするのかをしっかり議論し、互いに持続的であるためにどうすればいいのかを考えていきたい。

(2) 市民生活部長

平成27年4月に再生可能エネルギー発電設備に関するガイドラインを制定し、改定 を繰り返してきた。昨今は野立ての太陽光発電設備において、全国的にトラブルが発 生しており、伊那市も例外ではない。特に今年は西箕輪中条で大きな問題があった。ガイドラインは設置業者が配慮すべきことを記してあり、違反があっても撤去等の強制力が働くわけではない。業者からは安全対策等、再度の説明を経て住民から一応の納得はいただいているが、遺跡は壊されたままである。6月の定例会ではガイドラインの限界、条例の制定が叫ばれた。財産権等の問題で条例ではなくガイドラインの見直しで対応していたが、全国的な条例化の動きを勘案して条例を検討するに至った。委員の皆様には活発なご意見と引き続きのご協力をお願いしたい。

3 協議事項

(1) 伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例 (素案) について

(経緯)

脱炭素社会の構築に向け、政府は再生可能エネルギーの導入に大きく軸足を置いた。その中の一つとして太陽光発電施設の普及、促進がある。野立ての太陽光発電設備について、電気事業者の FIT 法によって高額な固定価格での電気の取引が行われたことから急速に設置が広がった。このことから全国各地において自然環境への配慮、災害防止の観点、景観や公害の問題、不適切な工事施工の問題により、日増しにトラブルや行政の関与の在り方が取り沙汰される。伊那市も例外ではない。ガイドラインで対応しているが、適切な対応を示せていないのが現実問題としてある。パブリックコメント等で様々な方面から意見聴取を行った。それを踏まえ、説明させていただく条例(素案)について、審議会からのご意見を賜りたい。

(資料に沿って説明(説明者:生活環境課長))

・資料 No. 1 伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例 (素案)

【委員】

第8条抑制区域について、八ヶ岳山麓の市町村(茅野市、富士見町、原村)が自然環境等の関係でほぼすべての区域が抑制区域となるような条例にしていくとして賛否両論ある。伊那市の抑制区域は13項目列挙されているが、全部足し合わせていくとほぼ全域が抑制区域になるのではないか。

【事務局】

禁止区域、抑制区域を地図上に落とし込む作業を進めていきたい。落とし込まないと はっきりしない部分があるので、次回の審議会で説明できるように準備する。設置 ができる範囲は狭くなるだろうと思う。

【会長】

マッピングされたものを参考にして、次回考えていく。

【委員】

事業を実施するにあたり、設置から廃止まで一律で業者が行う案件もある中で、業者

間で事業継承をするケースもあると思う。そういったケースにはどのように対応するのか。

【事務局】

第20条に記載があるように、許可事業者に変更があれば変更届を出してもらうことをお願いしている。

【委員】

地域住民等の定義にある「自治会に居住する者」とは住んでいる人のことか、自治会に加入している人のことか、どちらを考えているか。

【事務局】

事業をしようとする区域の境界から 30m以内の居住者、または土地所有者とその区域に属する自治会に居住している方を「地域住民等」として定義している。自治会未加入の方も「地域住民等」としている。

【会長】

パッと目で見てわかるように図示できればよりよい。

【委員】

第6条土地の所有者の責務について、事業用地として提供する土地の所有者がもともと事業用地(提供する土地)に住んでいないことがずっと懸念点としてある。親の代まで所有していたが、所有者となった本人は都会で暮らしている場合、事業者から内々に接触を受け、地元のことはわからないが土地を持て余して困っているのですぐに売買契約を交わすというケース。事業者が事業計画書を立てる前の段階で土地の取得に動く業者、電力会社と設備日程を検討する業者、設置する業者が全部違う。地元に説明をする前に土地だけは決まっているという事が問題点として挙げられる。伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例の施行と同時に施行される、国の地球温暖化対策防止促進法がある。2030年の公約を守るためにも、営農型太陽光発電設備の条件を緩和すること、耕作放棄地については農業用地、事業用地どちらで使ってもよいということに舵を切るのではないかといわれている。第6条で土地所有者の責務として確認、報告をする動きを入れてもらえたらありがたい。国の方針としては、再生可能エネルギーをやらなくてはいけない。促進する方向での条例ができた場合、どこかで折り合いをつけなければならない。法改正の動向について注意深く見ていき、情報提供してほしい。

【事務局】

懸念事項は確認している所であるが、責務の中では事業者から話があった時には、情報を早く確認できるような、地域に対しても市に対しても周知ができるように取り組んでいきたい。条例への肉付け等については検討する。おっしゃるように、土地所有者から始まる。十分考えていきたい。

【会長】

こういうことに限らず、土地管理においては不在地主の方が関わってくると難しい問題となってくる。伊那市の不在地主は全国的に見ても多い方ではないのかもしれない。こういう傾向は強まるかもしれないのでどうするか、今すぐにというわけにはいかないが、チェックしながら「不在地主と市(市民)がお互いに不利益を被らないように条例を作っている」ことを知らしめる必要がある。

【委員】

1,000 平米とあるが、基準はなにか。500 平米でもいいのではないか? 増築した場合に面積がオーバーしたらどうなるのか。

2ページの施設を撤去する際の経費を確保することに際して、現実的に本当に撤去されるのか、積み立てた費用を誰が管理するのかを明確にしなければ設備が置き去りにされてしまう可能性がある。

【事務局】

この条例の対象として、(ア)の出力10kW以上でほとんどの野立ての太陽光発電を対象とできるが、出力が10kW以下で広い土地に設置する場合、その基準を1,000平米として、(イ)に該当するようにしている。1,000平米の基準としては、一般的に1,000平米程度の土地にはおおむね50kWの太陽光発電を設置することができ、出力50kWを境に、電気事業法において、例えば専任の電気主任技術者の要否など取り扱いが変わってくる。1,000平米以上を要件とすることで、50kW以上の高圧連系とよばれる施設を漏れなく対象とできるよう(イ)と規定している。大きな面積の中に小さな設備を作り、それを増設していくような場合については、(ア)の「同一または共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期または近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した発電出力が10kW以上となるものを含む」ということで対応していく。さらに、今説明した1,000平米以上の要件でもその可能性を把握できる。また、来年の7月から撤去の費用についてFIT法が改正され、20年の固定買取期間の中で、後半10年間の売電収入から撤去費用を控除して撤去費用の積み立てに回すこととなる。控除した撤去費用は第三者の機関が貯めて、撤去する際にはそれで最低限の費用が賄える。

【委員】

(ア)と(イ)は一緒だと感じたが、(ア)のなかに(イ)は入れ込めないのか。条件がたくさんあるとわかりづらい。

【事務局】

検討する。

【会長】

確かにわかりづらいが、わかりやすすぎると漏れが出てしまう可能性もある。

並列の方がわかりやすく、条例を改正するときも手間なく行えることもある。

【委員】

フローチャートを用意してみたらいいのではないか。

条例とガイドラインとでは何が変わったのか。

禁止区域で指定したものが文化財保護法や砂防法において許可要件にあるものはないのか。条例では禁止しているが、県や国等で許可条件に合致すると、許可せざるを得なくなるケースが出てくる懸念点がある。許認可について整理が必要ではないか。条例が施行された後、ガイドラインは廃止されるのか?

【事務局】

フローについては準備したい。

ガイドラインと条例の比較についても広報できるような資料を整えていきたい。

法律の中では、基準を満たす構造物であれば設置できるという事がある。例えば地すべり等防止法の関係では設置基準を満たせば設置できる。しかし、そういう場合においても市の条例としては禁止する、という内容にする。ガイドラインは再生可能エネルギー全般に利用できる。太陽光発電においては50kW以上の屋根乗せが対象となる。

【会長】

第2条で対象が指定されるわけだが、対象外のものについてあらかじめ条例と整合性 を付けた新しいガイドラインで対応、という流れにするのがよいのではないか。

【会長】

附則の件について、事業計画中の業者についてはどこまで経過措置を設けるのか。経過措置を長くとろうが、短くとろうが、どこかしらの業者は問題が起こる。常識的な判断で期間を定める必要がある。その常識的な期間については先行事例などを踏まえて、伊那市における適当な期間を定めるために、事務局でデータを集めて次回までに用意してほしい。

【委員】

ソーラーカーポートが多く設置されるケースが増えてくる。抑制区域内の設置者は住民からの意見を聞かなければいけない。明確な判断基準が欲しい。ソーラーカーポートだと 50kW を超えるものも多くなると思う。必要な措置が明確にならないと、抑制ばかりで敬遠されて設置、利用されないのでは?

【事務局】

規則で定める部分で対応する。設置者側がわかりやすいようなパンフレット等は準備する。ソーラーカーポートについては、建築法の関係で屋根乗せの対象となる。したがって 50kW 以上となればガイドラインで対応する。それ以下のものは条例かガイドラインの対象とはならない。

(4) その他なし

4 その他

【事務局】

次回の環境審議会を令和4年1月12日(水曜)午後2時から予定している。 年内に一定の整備をした素案を送付する。ご確認をいただきたい。